

警 備 業 者 行 政 処 分 簿

被 処 分 者	認 定 の 番 号	和歌山県公安委員会 第65000279号
	氏 名 又 は 名 称	株式会社クリーンテック
	代 表 者 の 氏 名	久保 伊代
	主たる営業所の所在地	和歌山市三番丁54番
	処分に係る営業所の名称及び所在地	株式会社クリーンテック 和歌山市三番丁54番
処 分 年 月 日		令和6年10月11日
処 分 内 容		指示
処分理由・根拠法令		(処分理由) 被処分者は、道路又は交通の状況により和歌山県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認める交通誘導警備業務を行うときに、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、一人以上配置しなかったもの (根拠法令) 警備業法第18条及び第48条 警備員等の検定等に関する規則第1条及び第2条
処分を行った公安委員会		和歌山県公安委員会

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令又は指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する。